福崎町セミセルフレジシステム等導入業務仕様書

令和７年７月

**１．目的**

福崎町（以下「本町」という。）でキャッシュレス決済（ＱＲコード決済、電子マネー決済、クレジットカード決済など）を可能とする決済端末に対応するセミセルフレジシステム及び自動釣銭機を導入し、手数料等の支払における接触機会の減少、支払方法の選択肢増加による町民の利便性向上を目的とする。

なお、今回の業者選定においては、各提案者からの提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定する。

**２．業務内容**

 主な業務内容は以下のとおりとする。

（１）セミセルフレジシステム及び自動釣銭機の導入

ア　キャッシュレス決済端末と連動可能なセミセルフレジシステム等の導入

イ　セミセルフレジシステム等のセットアップ

ウ　セミセルフレジシステム等の操作研修の実施

エ　運用業務に必要なマニュアルの提供

オ　運用、機器保守の実施

カ　その他、本業務に必要なもの

**３．導入機器の数量及び納入場所**

導入する機器等の数量及び設置場所は下記のとおりとする。

○導入機器

・セミセルフレジシステム等及び周辺機器　１式

・自動釣銭機　　　　　　　　１式

○納入場所

福崎町役場本庁舎１階　税務課

　（兵庫県神崎郡福崎町南田原３１１６番地の１）

また、調達物品は全て新品とし、町が買取るものとする。

**４．納入期限**

令和７年１１月４日（火）までとする。なお、納入にあたっては、納入期限までに納入、検品、設定等の確認し設置の上、運用に必要な設定登録及び職員への研修を行うこと。また、使用方法等に関する問い合わせに速やかに応じること。

**５．導入機器の要件**

（１）セミセルフレジシステム等端末及び自動釣銭機

① 必須と考えている機能等

ア　セミセルフレジシステム等を有し、また各種集計、データの蓄積機能を備えていること（少なくとも翌年度４月１日から起算して５年間保管できること）。また、売上情報のデータベース化やこれらの情報の集計処理を機械的に処理する機能を有すること）。

イ　バーコードの読込が可能であるバーコードリーダー等を準備すること。

ウ　キャッシュレス決済端末（後述）と一体、もしくは連動可能であること。連動とは、登録時、訂正時のセミセルフレジシステム等と決済端末の２度打ち操作が不要であることを指すものとする。

なお、決済端末は別途調達するが、決済端末はＱＲコード、電子マネー、クレジットカード（磁気、ＩＣチップ）の決済が全て１台で対応できるオールインワン型とし、キャッシュレス取扱い可能ブランドは次のとおりとする。（参考機種：三井住友カード株式会社製　stera terminal）

・ＱＲコード決済：５種類以上

・電子マネー決済：５種類以上

・クレジットカード決済：３種類以上

エ　連携可能なキャッシュレス決済端末の販売業者名（自社可）、商品名称・型番を記載したものを別途提示すること。

オ　レシート発行が可能なこと。なお、納付方法により「領収書」と「利用明細」の変更、担当者変更による収納者名変更が可能などの機能があること。

カ　セミセルフレジシステム等端末と一体もしくは連動した自動釣銭機を備えていること。自動釣銭機で対応できる紙幣及び硬貨の仕様は下記のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 形態 | 硬貨・紙幣両方に対応していること。 |
| 紙幣収納枚数 | 10000円100枚以上5000円100枚以上1000円200枚以上 |
| 硬貨収納枚数 | 100円10円1円150枚以上500円50円5円100枚以上※1円5円単位の取引はないが収容可能なこと。 |
| ２０００円札 | お札として認識可能なこと。（お釣りとしては利用しない） |
| 改刷対応 | 2024年7月から発行の新紙幣Ｆ券に対応できること。また、E券(平成16年発行)及びD券(昭和59年発行)の旧紙幣にも対応できること。 |
| 500円硬貨 | 令和３年発行の「五百円バイカラー・クラッド貨幣」及び平成12年発行の「五百円ニッケル黄銅貨幣」が使用できること |

キ　セミセルフレジシステム等システム及び周辺機器の導入費用に導入後、令和７年１１月１日から令和10年３月31日までの保守費用（無償期間含む）を含めること。

ク　設置場所によっては狭いスペースに設置をする場合もあるため、可能な限り省スペース化されたものであること。納品する機器一式のサイズや、効率的な運用ができる専用台等があれば提案すること。

ケ　取扱種目（各種証明手数料、各種税目）ごとの登録が可能であること。また、そのメンテナンスが可能であること。

コ　自動釣銭機内の在高を表示でき、釣銭管理が容易にできること。また、金種と枚数等を指定して払い出し等ができること。

サ　釣銭の取り忘れ防止機能や支払額の確認機能など精算時のトラブル防止機能を有すること。

シ　令和５年10月１日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に対応したレシートが発行できること。

ス　定額小為替など、現金以外での取引（手入力）が可能なこと。また、集計には現金取引額と現金外取引額（手入力分）が明確にわかること。

セ　現金及びキャッシュレス決済の誤り等発生時に取消処理が容易に行えること。また、キャッシュレス決済の取消処理ができない場合は、代替策（現金での返金等）を提案すること。

ソ　音声案内機能など利用者・操作者ともに誤操作防止の機能を有すること。特に高齢者や障がいのある方を想定した、わかりやすい操作サポート機能を提案すること。

タ　カスタマー側のディスプレイに支払額、預り金額、釣銭が表示されること。

チ　セミセルフレジシステム等のタッチパネルレイアウトについてはカスタマイズが可能であること。

ツ　ランプやブザーで釣銭取り忘れの防止機能があること。

**６．町税以外の公金収納の要件**

（１）必須と考えている機能等

本町では、今後町税以外にも手数料や上下水道使用料等の公金を収納できるよう想定しているため、以下の要件を満たす提案を行うこと。

ア　手数料、上下水道使用料などの個人が支払うべき公金収納に対応する必要があるため、セミセルフレジで収納する種目が管理できること 。

イ　バーコードの読み込み機能を有するシステムを提案すること。バーコードの読み込みの際、納期限が過ぎたものについてはエラー表示等、何等かの警告表示をすること。

**７．保守要件**

（１）保守体制

保守体制について、カスタマーセンターなどの１次受付や責任者・保守内容及び保守依頼時の連絡先等を明記した体制表を提出すること。

（２）保守対応時間

【通常の開時間】

９時00分から17時30分（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）を除く）

（３）保守内容

想定している保守内容は下記のとおりである。 なお、受付後は速やかに対応すること。

ア　定期的に保守点検（年１回以上）を行うこと。

イ　保守サービス拠点が兵庫県内にあり、概ね１時間以内にエンジニアによる十分な保守を図れること。５年間にわたり修理、部分提供を円滑に行える体制を確保すること。

ウ　保守契約には、出張費・部品代・技術料が含まれていること。

エ　故障・不具合があった場合は、技術者の派遣等により対応すること。

オ　機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。

**８．機器の設置作業等について**

（１）設置方法

町の承諾を得た後に設置作業を行うこと。また、各設置機器について転倒・転落等防止の安全策及び盗難防止策を講じること。

（２）環境構築

設置及び設定内容や検証等についての詳細は、町の担当者と十分に協議したうえで設置及び設定等を行うこと。

（３）動作確認

町の担当者立会いの下で、十分に確認を行うこと。

（４）作業日時

上記(１)から(３)の設置等の作業は、窓口業務に支障を発生させないため、平日17時30分以降に行うことも含めて計画すること。

**９．検収及び納品物**

 　納品物は次のとおりとし、内容及び詳細は協議の上決定する。

（１）調達機器一式

（２）操作手順等マニュアル　２部

（３）マニュアルPDFデータを格納したCD-R等　１部

（４）業務完了報告書　１部

**10．職員に対する操作研修**

職員に対する操作研修はマニュアルを用いて導入までに行うこと。なお、運用開始日は令和７年１１月５日（水）以降を想定している。したがって、それまでに研修を終える必要があるため、設置時期については協議すること。 また、操作研修は平日の17時15分以降に行うこと。

**11．セキュリティに関する要件**

（１）レジシステムに使用するＯＳなどのソフトウェアは、最新のセキュリティプログラムを適用し、最新の状態に保つこと。

（２）レジシステムの脆弱性が発見された場合は、直ちに対策を行うとともに被害の有無について調査を行うこと。

**12．秘密保持に関する要件**

業務遂行上知り得た秘密及び事実を一切他にもらさないこと。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

**13．その他**

（１）調達する物品は新品であること。

（２）調達の履行に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費については、事業者が負担すること。

（３）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、町と事業者双方協議の上決定する。